

退職者医療互助事業平成 30 年度募集及び 平成 31 年度以降の新規募集停止について

医療互助事業とは

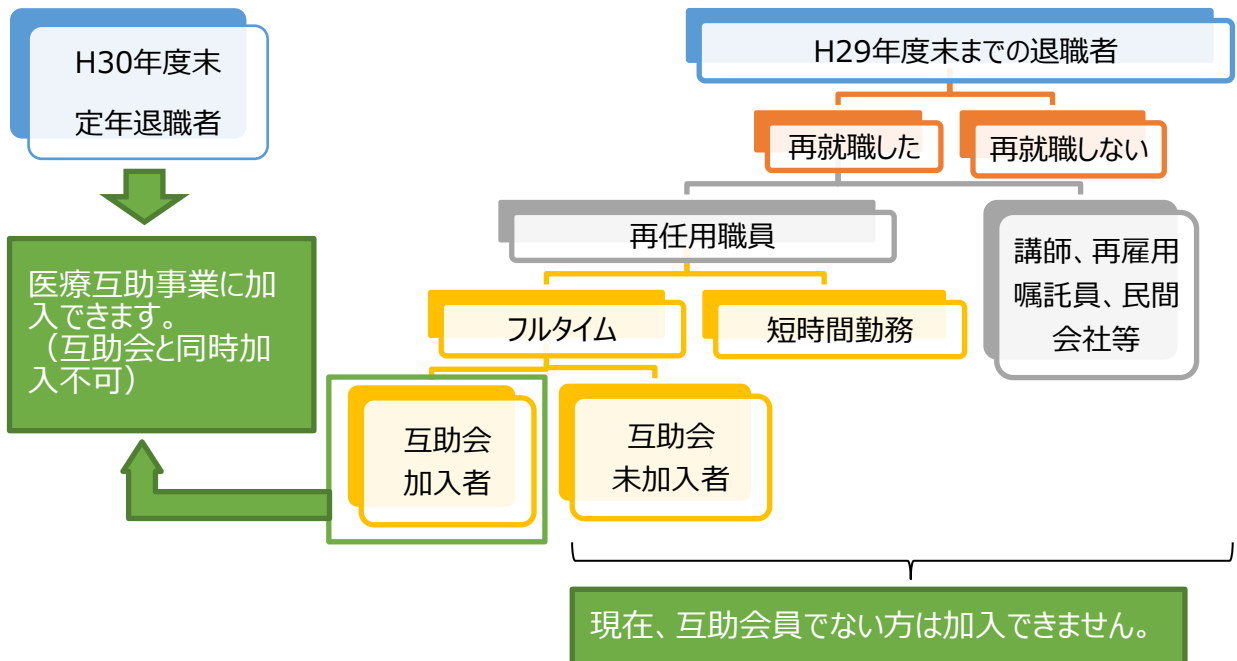
- ・ 退職時（60 歳以上）に入会金を納入した会員に対し、満 70 歳になる月まで医療見舞金（※）を給付する事業です。（※ 保険診療又は保険調剤を受けたとき、健康保険法に規定する医療費総額の 2 割を限度）
- ・ また、満 70 歳を迎えた時に、1 万円の長寿祝い金や 70 歳前に死亡したときに加入期間に応じて死亡弔慰金を給付します。

新規募集停止時期

- ・ 平成 30 年度中の募集（平成 31 年 4 月 1 日加入）をもって新規募集を停止します。
- ・ **来年度以降の募集はありません。**

加入資格等

- ・ 互助会員で 60 歳以上の者（加入時期は、退職又は退会時のみ）



加入手続き

- ・ 退職者医療互助事業加入届を提出し、納入期限（平成 31 年 4 月 25 日）までに入会金を納入します。
- ・ 入会金は以下のとおりです。

(円)					
年齢	入会金	年齢	入会金	年齢	入会金
60	465,000	64	323,000	68	128,000
61	429,000	65	288,000	69	71,000
62	393,000	66	235,000		
63	358,000	67	183,000		

加入届提出期限

対象者	提出期限	加入届	備考
定年退職予定者	平成31年2月28日	退職者説明会で配付済み	新たに再任用職員となる方の互助会の加入希望については、別途（3月上旬）通知します。
再任用職員（フルタイム）	平成31年3月15日	希望者に送付いたしますので下記担当までご連絡ください。	再任用職員を退職する方の医療互助加入希望については、再度（3月上旬）通知します。 再任用を継続する方の医療互助加入希望の通知は今回のみです。

互助会員と退職者医療互助会員の違い

※ 同時加入はできません。

	互助会員	退職者医療互助会員
掛金	給与月額額の1000分の4.5	1ページに記載の入会金のとおり
給付等		
医療費関係	療養給付金（自己負担額が9,300円を超えた場合給付）	医療見舞金（医療費総額の2割を限度として給付）
その他	カフェテリアプラン、慶弔給付関係の給付金、貸付金、直営施設利用助成 他	長寿祝金・死亡弔慰金
その他留意事項	療養給付金は自動給付（請求書の提出は不要）です。	医療見舞金は、互助会指定の請求書用紙に領収書（確定申告等に必要な場合は、コピー可）を添付して提出する必要があります。 （例外：定年退職後、任意継続組合員になった場合は、任意継続組合員期間のみ自動給付されます。）

加入率

- ・ 定年退職者の医療互助事業加入率は、約15%です。（平成29年度実績）
- ・ 再任用職員（フルタイム）の互助会加入率は、68%です。（平成29年度実績）

留意事項

- ・ 定年退職予定者については、再任用職員の任用期間満了後の入会はできません。（退職者説明会の内容を変更します。）

【担当】新潟県教育庁福利課内
一般財団法人新潟県教職員互助会事務局
電話 025-283-7511 担当 石川
FAX 025-284-2881